令和7年度 道徳教育全体計画

○日本国憲法
○教育基本法
○学校教育法
○学習指導要領
○長崎県教育基本方針
○西海市教育方針

学校教育目標

自ら考え自ら行う「はじめ」と「おわり」を見すえて

生徒の実態

目指す生徒像

自ら学ぶ子（かしこく）	互いに支え合う子（やさしく）	自ら鍛える子（たくましく）

道徳教育目標

自他の命を大切にし、いろいろな見方や考え方があることを理解し寛容な心を持つ生徒の育成

＜重点項目＞　○D-（22）生命の尊さ　○B-（9）相互理解，寛容

地域の実態

各教科における指導

総合的な学習の時間における指導

特別活動における指導

生徒指導

部活動における指導

各学年の重点目標

●三学年

・それぞれの個性や立場を尊重し、寛容な心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていく態度を育てる。

・かけがえのない生命を尊重する態度を育てる。

（参考）現生徒の過学年の重点目標

●二学年

・目標達成のためには、予期せぬ失敗や乗り越えなければならない困難があることに気付かせる。
・家族や友人、地域の方の支えにより現在の自分があることに気付かせる。
・自他の権利を大切にし、義務を果たそうとする態度を養う。
・社会に尽くした先人や高齢者などの先達のおかげで、自分たちの生活が成り立っていることに気付かせる。

●一学年

・自己の生き方を見つめ、自己の向上を図ろうとする態度を養う。
・思いやりの心を持って人と接することの大切さに気付かせる。
・法やきまりの意義について考え、進んで守ろうとする態度を養う。
・郷土の伝統と文化を大切にする態度を養う。

道徳科の基本指導方針

・生徒が生徒役教員と考えを交流することで自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深められる指導を行う。

・ねらいとする道徳的価値を自覚できるよう指導方法を工夫する。

・多面的・多角的に考察し、主体的に判断し、よりよく生きていくための資質・能力を養う問題解決的な学習を取り入れる。

・保護者や地域に授業を公開し、意見を交換するなどして、地域と共に生徒を育てる。

家庭・地域との連携

道徳教育推進体制の充実

環境整備